

職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し以下のとおり処分を行いました。

住民の皆様には深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

| 処分内容 | 被処分者 | 概要 | 処分根拠 |
|------|----------------------|---|---|
| 停職4月 | 消防局 堺消防署 (26歳) | 令和7年11月27日、特別休暇を不正に取得し、同日、コンビニエンスストアのレジカウンターにある荷物置き台に置き忘れられていた他人の財布から現金約8,000円を抜き取ったもの。 窃盗容疑で大阪地方検察庁へ書類送検され、令和8年1月20日に不起訴処分となった。 | 地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当 |

2 服務上の措置

上記の事案に関して、同所属の課長級職員1名に口頭厳重注意（管理監督責任）を行った。

3 処分日

令和8年3月10日

| | |
|----------------------------|---|
| 問 い 合 わ せ 先 | 担 当 課：消防局 総務部 人事課 電 話：072-238-6004 ファックス：072-223-1979 |
|----------------------------|---|